

○浦安市子ども・子育て会議条例

平成25年 3 月 29 日

条例第 5 号

改正 平成29年12月25日 条例第27号

令和 5 年 3 月 29 日 条例第 9 号

(設置)

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第 1 項の規定により、浦安市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（令 5 条例 9 ・一部改正）

(組織)

第 2 条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 事業者の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、第 2 条第 2 項第 2 号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取等)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

(平29条例27・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年12月25日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。